

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課 (6208-7882)
措置実施課（担当）名 （電話番号）	同上 ()
事務の名称	都市計画法65条許可に関する事務
事務の概要	都市計画事業の認可をうけた都市計画道路・公園等の事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設、移動の容易でない物件の設置・堆積の制限を行うもの。 都市計画事業の施行者の意見を聴き、建築等の計画が、都市計画事業の施行に支障がないと認められる場合に許可を行う。
措置の実施基準等	<p>1. 法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1. (1) の措置を講じる基準</p> <p>—</p> <p>1. (1) の措置の内容</p> <p>—</p>
	<p>1. (2) の措置を講じる基準</p> <p>都市計画事業の認可をうけた都市計画道路・公園等の事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設、移動の容易でない物件の設置・堆積を認知した場合。</p> <p>1. (2) の措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政指導による措置 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の事案に応じて、違反状況、都市計画事業への影響等を総合的に判断しながら是正のために必要な期間を定めて、口頭指導、文書指導、勧告の是正指導を行い、違反事項の是正を求める。 なお、是正措置の内容に応じて工事期間が異なることから、必要な猶予期間については事案毎に判断する。 ●都市計画法に基づく措置 <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく、繰り返しの指導に従わない場合等、悪質で放置すれば市民に危険が及ぶ場合には、法令に基づく手続きを行う。
	<p>2. 法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2. (1) の措置を講じる基準及び内容</p> <p>○ 1 (1)、1 (2) の措置内容における監督処分に従わない場合は告発する。</p>
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 第80条、第81条、第82条 ・刑事訴訟法 第239条

別紙

<p>備考</p>	<p>【措置を講ずる基準】 ガイドライン1. (1) (2) 以外に該当するもの</p> <p>【措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 是正指導を行う。・ 個々の事案に応じて、違反状況、都市計画事業への影響等を総合的に判断しながら是正のために必要な期間を定めて、口頭指導、文書指導、勧告の是正指導を行い、違反事項の是正を求める。 <p>なお、是正措置の内容に応じて工事期間が異なることから、必要な猶予期間については事案毎に判断する。</p>
-----------	---